

一般競争入札公告

社会福祉法人久喜同仁会の発注する「鶴寿荘」大規模修繕工事について、下記の通り一般競争入札を行なうので公告する。

令和 元年 9月 20日
社会福祉法人久喜同仁会
理事長 土屋 喬 義

1. 入札対象工事

- (1) 工事名称 社会福祉法人久喜同仁会「鶴寿荘」大規模修繕工事
- (2) 工事場所 埼玉県久喜市北青柳 1364
- (3) 工事期間 令和元年 10月 24日から令和 2年 2月末日まで（予定）
- (4) 工事概要 鉄筋コンクリート造、地上 2階
延べ床面積 3,051.012 m²（内修繕対象面積 2,613.632 m²）

2. 入札日時等

- (1) 入札日時 令和 元年 10月 24日（木曜日）午前 10時（予定）
（10分前に入室の上、提出書類の確認を受けてください）
- (2) 入札場所 社会福祉法人久喜同仁会ケアハウス鶴寿の里 1階会議室
埼玉県久喜市北青柳 1,385-2（鶴寿荘隣）
- (3) 入札方法 一般競争入札（入札後即開札）
- (4) 最低制限価格 有（公表しない）
- (5) 入札予定価格 有（公表しない）
- (6) 入札保証金 無

3. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令 167条の 4の規定に該当しない者であること
- (2) 会社更生法（平成 14年法律第 154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者、または民事再生法（平成 11年法律第 225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、更生手続きまたは更生手続き開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること
- (3) 平成 31年 4月 1日現在の埼玉県の競争入札参加資格者名簿（建設工事）に登録されている単体団体で、直近の評価等が次の条件を満たした事業者とする
 - ① 建築工事の格付が(A) であること
 - ② 経営事項審査数値が 900 点以上であること
 - ③ 資格者名簿の本店又は主たる営業所の所在地が下記の圏内にある者
 - ・ 上尾市、桶川市、伊奈町、久喜市、春日部市、加須市、北本市、鴻巣市、さいたま市見沼区、さいたま市岩槻区、幸手市、白岡市、杉戸町、蓮田市、宮代町
- (4) 開札日から 2年前の日以降の日を審査基準とする経営事項審査（建設業

法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受けていること。ただし、経営事項審査の審査基準日は開札日に直近のものとする。

- (5) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約にかかる入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること
- (6) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること
- (7) 建設業の許可を有すること
- (8) 過去 5 年間に竣工した、埼玉県特別養護老人ホームの整備補助を受けた、工事請負金額が 1 億円以上の工事实績があること。（共同企業体の構成員としての実績は含まない）
- (9) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと

4. 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付期間 公告日から 9 月 30 日（月曜日）までに参加申込をすること（土日祝日は除く）
- (2) 受付時間 午前 10 時から午後 3 時まで
- (3) 提出場所 〒346-0024 埼玉県久喜市北青柳 1364 「鶴寿荘」事務所受付窓口
- (4) 提出書類
 - ・一般競争入札参加資格等確認申請書（様式有り）
 - ・一般競争入札参加資格等確認資料（様式有り）
 - ・会社案内・会社経歴書・建設業の許可証（写）・法人登記簿謄本
 - ・平成 31 年度埼玉県競争入札参加資格ランク及び資格審査数値を証する書類
 - ・特別養護老人ホームの施工実績（件名・金額・工期等）を証する契約書（写）
- (5) 提出方法 持参あるいは郵送（持参の場合は、あらかじめ連絡すること）
- (6) 問い合わせ先

〒346-0024 埼玉県久喜市北青柳 1364

社会福祉法人久喜同仁会「鶴寿荘」

担当：事務長小川永明 電話 0480-23-6288 FAX0480-29-2178

E.mail:care-house@kakuju.saitama.jp

5. 一般競争入札参加資格確認通知及び設計図書等の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、全てに参加資格の有無について書面にて通知を行なう
- (2) 入札参加資格が有りと確認された業者には設計図書等、入札説明書、入札書等書式、図面・仕様書を 10 月 1 日（火曜日）までにメールにより配布する（現場説明会は行なわないものとする）
- (3) 入札に漏れた者は配布した図面・仕様書は消去するものとする

6. 入札日程等

- (1) 公告日

令和 元年 9 月 20 日

- (2) 応募締切日時 令和 元年 9月 30日 12時まで
(3) 設計図書配布日 (メール) 令和 元年 10月 1日 12時まで
(4) 質疑書提出日時 令和 元年 10月 16日 12時まで

※質問は E メールにて質問者の会社名 E メールを明記し、ワード又はエクセルにて文書添付し送付すること
(電話・FAX の質問は不可とする)

- (5) 質疑回答日時 令和 元年 10月 18日 12時まで

※回答は入札参加決定業者に E メールにて送付します

7. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低限価格以上で入札した事業者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする
- (2) 予定価格の範囲内かつ最低限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する (再度入札は 2 回のみとする) また、初回入札に参加するものが 1 社のみの場合は、1 回のみ入札を行なうものとする。
- (3) 上記 (2) によっても落札者がいない場合は、①及び②の場合に限り、下記の条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行なうものとする
- ①最低価格で入札した者に随意契約の意思がある場合 (最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする)
- ②再度入札において、入札に応じる者が 1 社のみとなった場合
- 条件 1: 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低限価格以上であること
- 条件 2: 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと
- 条件 3: 入札に当たっての条件を変えることは認められないこと
- 条件 4: 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が署名 (捺印) すること
- (4) 落札者とすべき同額の入札をした者が 2 以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする

8. 入札に当たっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること)
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること (設計図書等の返却も一緒)
- (4) 談合等不正行為を行なわない旨の誓約書を入札日当日に提出すること
- (5) 下記の各事項に該当する入札は無効とする
- ①入札に参加する資格のない者がした入札
- ②郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- ③不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

- ④談合その他不正行為があったと認められる入札
- ⑤虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
- ⑥入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- ⑦次に掲げる入札をした者がした入札
 - ・入札書に捺印がないもの
 - ・記載事項を訂正した場合には、その箇所に押印がないもの
 - ・押印された印影が明らかでないもの
 - ・記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - ・代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - ・2以上の入札書を提出した者、又は2以上の者の代理をした者
- ⑧前格項目に定めるものの他、その他公告に示す事項に反した者がした入札

(6) 次の各号に掲げるときに、入札参加者の数が1社になった場合は入札を執行する。

- ①再度入札のとき
- ②入札参加資格の審査の結果、参加資格を満たしていない者がした入札を無効としたとき

9. 契約方法

- (1) 本工事の契約は、本会の理事会での承認を受けた後とする。尚、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第2条に規定する入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない（契約辞退を申し出るものとする）
- (2) 契約書作成 要
- (3) 契約約款の適用 民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款による（必要に応じた補正を行なうこと）
- (4) 契約保証金の徴収は免除する
- (5) 一括下請契約を行なわない
- (6) 県等から指導があった場合はそれに従う

10. 支払いについて

- ・平成31年度特別養護老人ホーム等整備事業費補助金による交付時期を目安とし、工事請負契約前に、詳細を協議して定めるものとする。
- ・履行保証措置は、工事履行保証保険（工事請負額の10分の1以上の金額を保証）によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。